

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和8年9月11日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

フジグラン東広島

(2) 所在地

広島県東広島市西条町御薊宇4405番地

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1 2 (フジグラン本体棟)	午前7時00分から午後9時00分まで
3 4 (フジグラン別棟南側)	午前7時00分から午後9時00分まで
5 (エディオン棟)	午前7時00分から午後9時00分まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1 2 (フジグラン本体棟)	午前7時00分から午後12時00分まで (24時間)
3 4 (フジグラン別棟南側)	午前7時00分から午後9時00分まで
5 (エディオン棟)	午前7時00分から午後9時00分まで

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
令和8年12月1日	商品配送計画の見直しのため。

4 届出年月日

令和8年8月31日（月）

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年9月11日（金）から令和9年1月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和9年1月11日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課